

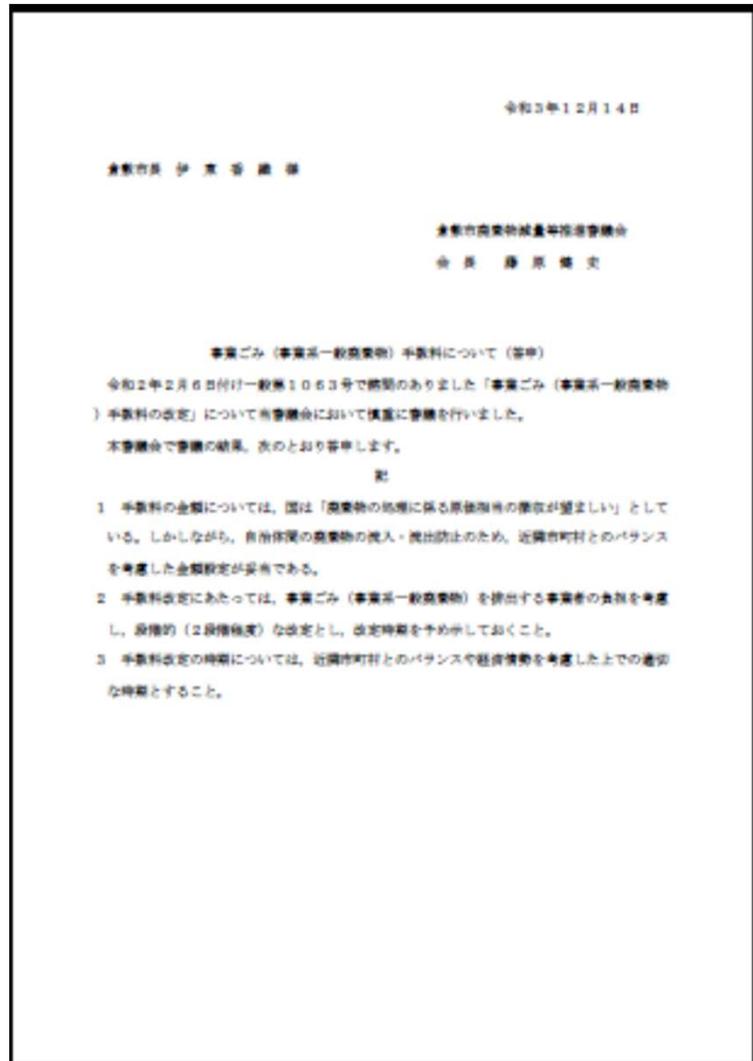
事業ごみ手数料の改定について

令和4年10月13日



倉敷市一般廃棄物対策課

倉敷市廃棄物減量等推進審議会からの 答申書



＜令和3年12月14日答申＞

①近隣市町村とのバランスを
考慮した金額設定

②段階的な改定とし、改定時
期を予め示しておくこと

③近隣市町村とのバランスや
経済情勢を考慮した適切な
時期に

手数料改正の内容

ごみ処理原価の上昇及び近隣市町村とのバランスを考慮し、処理手数料を運営費相当額の料金水準へ段階的に引き上げる。

現行	136円／10kg
令和5年4月1日	153円／10kg
令和7年4月1日	170円／10kg

処理手数料について

1 事業者責任

廃棄物処理法では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定されている。

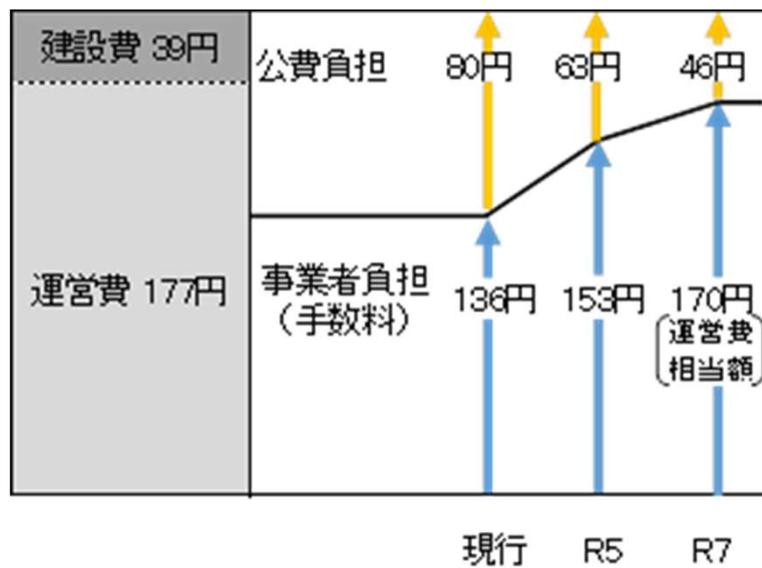
2 一般廃棄物処理有料化の手引き

国が定める「一般廃棄物処理有料化の手引き」では、事業活動から排出される一般廃棄物処理手数料の料金水準を設定する際は、次の点を考慮するよう示されている。

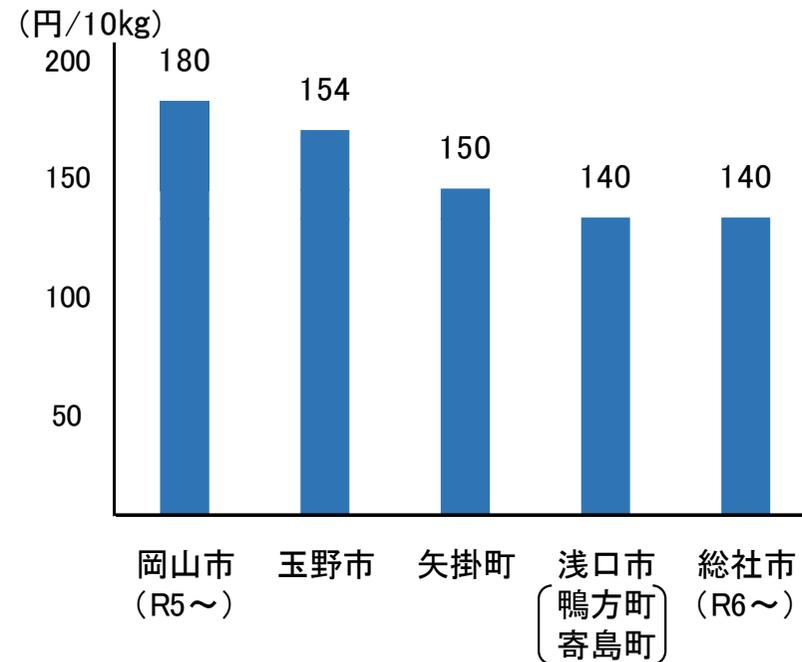
- ①原価相当の料金徴収が望ましいこと
- ②近隣市町村の料金水準を考慮すること

ごみ処理原価と近隣市町村の状況

○ごみ処理原価(216円/10kg)



○近隣市町村の手数料



周知について

- 1 倉敷市ホームページへ手数料改定内容を記載したチラシを掲載
- 2 広報くらしきへの記事掲載
 - ① 令和4年10月号
 - ② 令和5年 3月号(予定)
- 3 許可業者・定例搬入業者へ文書で通知
- 4 清掃工場・環境センターでの手数料改定内容の掲示、各搬入者へ個別にビラ配り

段階的に上がります

令和5年4月から
153円/10kg

↓

令和7年4月から
170円/10kg

御準備を！
改定後に混乱が生じないように、事前に一般廃棄物の収集運搬に係る契約内容を御確認いただきますようお願いいたします。

ごみ減量に御協力をお願いします！
倉敷市では、事業ごみの排出量が平成22年度から増加傾向にあります。皆様の一歩の御協力をお願いします。

改定に関する疑問はコチラ

編集・発行 倉敷市一般廃棄物対策課 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地
☎ 086-426-3375 ☎ 086-421-0144 ✉ gwst@city.kurashiki.okayama.jp

チラシ